

健康保険 第三者の行為による傷病届

セメント商工健康保険組合 理事長殿

被保険者証の	記号	番号	被保険者氏名	(印)
事業所名	電話: ()			

次のとおり関係書類を添えてお届けいたします。

被害者・加害者	被害者	氏名				生年 月日	昭平	年	月	日	続柄	
		住所	〒 () 電話: ()									
	第三者 (加害者)	氏名										
		住所	〒 () 電話: ()									
		勤務先	名称				事業内容 又は職業					
	所在地		() 電話: ()									
	加害者の住所・氏名 が判らないとき		その理由									
	第三者加入の 自動車保険	種類	保険会社	取扱担当者	証券番号							
		自賠責				(電話)						
		任意				(電話)						
損害賠償の 請求		した (年 月 日) しない (理由)										
損害賠償請求権 の放棄		した (理由) しない										
示談		成立している 平成 年 月 日 成立していない										
事故内容	傷病名				発生年月日	平成	年	月	日	午前・午後	時	分頃
	発生場所											
	事故発生時	工作中・通勤途上・私用外出中・その他()										
	種類	自動車事故・バイク事故・殴打・刺傷・自転車・その他()										
	事故結果	重傷・軽傷	過失の割合	自分に 割 ・ 相手に 割								
	警察への届出	届出済・届け出でない(理由)										
	所轄署	()警察署 ()交番										

念 書

平成 年 月 日 (事故発生場所) において
(加害者名) の不法行為により(被害者名) の被った傷病に
ついて、健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第57条の規定によって、貴健康保険組合が給付の価額の限度において取得行使し、かつ損害賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて、つぎの事項を遵守することを誓約します。

1. 加害者と示談を行う場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
2. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者側から金品を受けたときは、受領月日、内容金額(評価額)をもれなく記録をしておくこと。
4. 自賠責保険に被害者請求する場合には、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
(自動車事故)

- 健康保険法第57条 (損害賠償請求権)
- ① 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
 - ② 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

平成 年 月 日

住 所:

氏 名:

印

セメント商工健康保険組合

理 事 長 殿

任意保険加入状況(相手方)

任意保険加入の有無	有無	契約期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
保険加入証明 記号番号				
契約者	氏名			
	住所			
契約保険 会社	名称			
	所在地			
車の 保有者	氏名			
	住所			

求 償 先	所在地	
	名称	
	電話	担当者

第三者行為にかかる損害賠償

誓約書

※この誓約書は相手方が記入してください。

わたしは、平成 年 月 日 (事故発生場所) において
発生した、第三者不法行為により、(被害者) の被った保険事故について、健康
保険法による保険給付の価額を限度とし、その責任過失割合相当分の費用を民法第709条、民法722条
第一項、健康保険法第57条の規定に基づき、貴健康保険組合から損害賠償の請求があった場合は、
責任をもってお支払することを誓約します。

- 健康保険法第57条 (損害賠償請求権)
- ① 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行なったときは、その給付の価額 (当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。) の限度において、保険給付を受ける権利を有する者 (当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。) が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
 - ② 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

セメント商工健康保険組合

理 事 長 殿